

令和8年5月12日

報道機関各位

自然保護課

東北町での高病原性鳥インフルエンザ（家きん）発生に伴い指定された
野鳥監視重点区域における野鳥定期調査について

環境省が指定した野鳥監視重点区域内において、県が定期調査を実施した結果、死亡野鳥や異常行動を示す野鳥は確認されませんでしたのでお知らせします。

記

1 野鳥緊急調査の概要

(1) 実施日

令和8年5月11日（月）

(2) 調査場所

野鳥監視重点区域内（野辺地町、七戸町、東北町のそれぞれ一部）湖沼や河川など10か所

2 今後の対応について

当該重点区域の指定が解除されるまで（家きんの防疫措置が完了した翌日を1日目とし、28日目の24時。今回事例は、5月29日（金）24時まで）の間、週1回を目安に監視を継続する。

3 その他

現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いいたします。

4 添付資料

県からのお願い（野鳥との接し方について）

【参考情報】

青森県ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する情報を提供しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/tori-infuruenza-jouhou.html>

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当者	環境エネルギー部自然保護課 自然環境グループ 総括主幹 福田 真樹	
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監	環境エネルギー部 次長 吉田 巧	

県民の皆様へ

野鳥との接し方について

- ハクチョウなど野鳥への餌付けは、自粛をお願いします。
- 死亡した野鳥など野生生物には、素手で触らないでください。
- ハクチョウなど野鳥が死亡しているのを発見した場合は、お近くの農林水産事務所や市町村役場にご連絡ください。
- 野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。